

改正 平成29年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、事業系一般廃棄物の排出に係る一般廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）の取扱いについて定め、もって、事業系一般廃棄物の排出者、種類及び排出量等を把握し、適切な指導を行うことにより、廃棄物の再利用等による減量と適正処理の一層の促進を図ることを目的とする。

（マニフェスト伝票発行者）

第2条 事業系一般廃棄物を一日平均100kg以上排出し、当該廃棄物を継続的に市の処理施設に自ら運搬し、又は他人に委託して運搬させる事業者その他特に市長が指定する者は、この要綱に定めるところによりマニフェスト伝票を発行しなければならない。

（伝票発行者及び運搬受託事業者の責務）

第3条 前条に定めるマニフェスト伝票発行者は、その事業系一般廃棄物を市の指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）へ自ら運搬する場合は、その都度、本要綱に定めるところによりマニフェスト伝票に事業者名、排出場所等必要な事項を自ら記入し、A票を保管し、B、C及びD票を指定処理施設に提出しなければならない。

2 マニフェスト伝票発行者は、その事業系一般廃棄物の運搬を収集・運搬業者に委託し当該事業系一般廃棄物が指定処理施設へ運搬される場合には、その引渡の都度、マニフェスト伝票に事業者名、排出場所及び収集・運搬業者等必要な事項を自ら記入し、当該マニフェスト伝票A、B、C及びD票を収集・運搬業者に交付しなければならない。

3 収集・運搬業者は、事業系一般廃棄物の引渡し及び当該廃棄物に係わるマニフェスト伝票の交付を受けたときは、当該マニフェスト伝票の記載内容を照合、確認の上、A、C、B及びD票の収集・運搬業者受領印欄に押印及び日付を記入し、A票をマニフェスト伝票発行者に返却しなければならない。

4 マニフェスト伝票発行者は収集・運搬業者から返却されたA票を保管しなければならない。

5 収集・運搬業者は、事業者から受託した事業系一般廃棄物を指定処理施設に運搬するときは、3により交付された当該廃棄物に係わるマニフェスト伝票のうちB票、C票及びD票を指定処理施設に提出しなければならない。

6 指定処理施設は、事業系一般廃棄物の搬入の受付をした時は、当該廃棄物に係わるマニフェスト伝票の記載内容とを照合確認の上、当該廃棄物に係わるマニフェスト伝票の各票の「八王子市の受領日時確認印」欄に押印し、当該マニフェスト伝票のうちB票及びD票を収集・運搬業者に返却し、C票を自ら保管しなければならない。

7 収集・運搬業者は、指定処理施設から返却された当該マニフェスト伝票のうちD票を速やかに当該伝票の発行者である事業者へ引き渡さなければならない。

8 収集・運搬業者は、指定処理施設から返却された当該マニフェスト伝票のうちB票を受領した日から5年間保管しなければならない。

9 マニフェスト伝票発行者は、市から返却されたD票と収集・運搬業者から返却されたA票の記載事項を照合し、委託した事業系一般廃棄物が適正に運搬されたかどうかにつき確認しなければならない。

10 マニフェスト伝票発行者は、9による確認を行った後、A票の検印欄に押印及び日付を記入し、A票とD票を重ね、その日から5年間保管しなければならない。

11 マニフェスト伝票発行者は、収集・運搬業者にマニフェスト伝票を交付した日から1ヶ月以内に収集・運搬業者からD票が引き渡されない場合、又は、委託した事業系一般廃棄物が不適正に処理されたおそれのある場合は、収集・運搬業者に対し、いかなる処理を行ったか等必要な事項について確認し、適正に処理されるよう必要な措置を講じなければならない。

(マニフェスト伝票の様式)

第4条 マニフェスト伝票は、第4号様式(様式略)のとおりとし、A、C、B、D票の4枚複写式とする。A票は排出事業者用、C票は市処理施設用、B票は収集・運搬業者用、D票は排出事業者送付用とする。

附 則 この要綱は、平成5年10月14日から適用する。

附 則 この要綱は、平成19年10月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。